

第10回農地総会議事録

開催日時	平成30年5月7日(月) 午後3時30分から	
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室	
出席委員	西野 幸一・池澤 誠・高橋 政継・加藤 孝幸・廣井 千里・山崎 茂盛・ 中島 義幸・大野 哲・久保田 彦昭・竹内 義昭・中島 正根・中山 忠明・ 山本 和正・松田 環・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博 以上17名	
欠席委員	西木 統洋・矢野 強 以上2名	
事務局出席者	長岡事務局長・岩崎次長・竹内係長・野中主任・尾崎主査 以上5名	
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第4号議案 非農地証明願の件 議案外(報告) <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の件 ・農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件 	
備考 [添付書類]	<ul style="list-style-type: none"> ○第10回農地総会議案書 ○現地案内図 ○第2号議案関連資料 ○平成30年度今後のスケジュール(案) 	

開会議長	(高橋正継が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) ただ今より第10回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議長	欠席委員の報告を行います。西本統洋委員、矢野強委員。以上2名の委員の欠席の届けが出ています。委員総数19名中、出席者17人でございます。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。
議事録署名委員指名 議長 委員 議長	総会会議規則第20条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、竹内義昭委員、川澤一博委員の2名にお願いいたします。
議事 議長 尾崎主査	それでは第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。 今日は全体で12件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。 案件1は、鏡梅ノ木、その他の区域、畝、257m ² を、譲渡人の希望による経営拡大のため、売買で所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有及び借り受けている農地を全て耕作しており、今回の申請地では、花を栽培する予定であるとのことです。 農機具については、耕耘機など6台の大農機具を所有しているとのことです。 譲受人は農作業の経験があり、妻と長男も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。 申請地はこれまでと同様の作目を耕作していくほか、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に周囲への影響はないと考えることです。 続きまして案件2は、五台山、市街化調整区域、畝、247m ² を、部分贈与のため所有権移転をするという申請です。現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、

今回の申請地では、野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具につきましては、耕耘機など 7 台の大農機具を所有しているとのことです。譲受人は農作業の経験があり、他に妻と息子も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして案件 3 は、下限面積の要件に関連しまして、第 3 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画の件の案件 25 と関連案件となっておりますので、先に第 3 号議案から説明をさせていただきます。議案書は 22 ページをお開きください。

なお、現地案内図は No16 をご覧ください。ピンクに塗った所が利用権を設定する申請地です。

案件 25 は、春野町芳原、田、 $1,042\text{ m}^2$ を、平成 30 年 6 月 1 日から平成 32 年 5 月 31 日までの 2 年間貸すという、使用貸借権の新規設定です。

それでは第 1 号議案、案件 3 の説明に戻ります。議案書は 2 ページにお戻りください。

案件 3 は長浜、市街化調整区域、畑、 239 m^2 を、部分贈与のため所有権を移転するという申請です。現地案内図は No.3 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターを 1 台所有しており、本人のほかに息子も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農しております、また、申請地周囲は畑作地帯であり、取得後もこれまでどおり野菜の栽培を行うため、特に影響がないと考えるとのことです。

なお、譲受人の経営面積が $2,961.87\text{ m}^2$ で、3 条許可の下限面積要件を満たしておりませんが、先程、関連案件として説明いたしました農用地利用集積計画が公告されると、経営面積は $4,003.87\text{ m}^2$ となり、下限面積要件を満たすこととなります。

続きまして案件 4 は、長浜、市街化調整区域、田、 $1,140\text{ m}^2$ を、譲受人の申し出による経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。現地案内図は No.4 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有及び借り受けている農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、耕耘機など 9 台の大農機具を所有しており、本人のほかに妻と息子夫婦も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして案件 5 は、高須砂地、市街化調整区域、田、 248 m^2 を、3 名の共有地であるため、所有権の持分を贈与により移転するという申請です。現地案内図はNo.5 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

本件の譲受人は、南国市に居住しているため、南国市農業委員会の農業経営状況証明書が添付されております。申請書の別添及び南国市の農業経営状況証明書によりますと、譲受人は、所有している農地のうち、貸し付けている土地を除く全ての農地を耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具につきましては、耕耘機等 4 台の大農機具を所有しており、本人と夫、夫の母も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、申請地周囲が水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培を行うため、特に影響がないと考えるとのことです。

本件申請地は、現時点では、本件当事者 2 名を含む 3 名の共有地ですが、本件申請が許可となり、所有権移転が行われますと、2 名の共有地となり、本件譲受人の持分は 3 分の 2 になります。

続きまして、議案書 2 ページから 5 ページにまたがります案件 6 は、高須砂地、市街化区域調整区域、田、 926 m^2 外 8 筆、合計 $4,819.52\text{ m}^2$ を、譲受人の希望による経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。申請地が全て共有地であるため、それぞれの共有持分の全てを譲受人に移転するものです。共有持分については、議案書の持分欄をご確認ください。申請地の場所については現地案内図のNo.6 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

本件の譲受人は、香南市に居住しているため、香南市農業委員会の農業経営証明書が添付されております。申請書の別添及び香南市の農業経営証明書によりますと、譲受人は、所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具につきましては、耕耘機等 5 台の大農機具を所有しており、本人のほかに妻も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、議案書 5 ページの案件 7 と案件 8 は、譲受人が同一農家世帯内の親子

であるため、関連案件としてまとめて説明いたします。現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が案件7の、緑に塗った所が案件8の申請地です。

案件7は、大津乙、市街化調整区域、田、 608 m^2 を、案件8は、大津乙、市街化調整区域、田、 310 m^2 を、いずれも共有地であるため、譲渡人の所有権持分を贈与により移転するという申請です。

両案件の申請書の別添によりますと、譲受人は、同一農家世帯で、貸し付けている土地を除いて、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培しております。

農機具につきましては、トラクター等2台の大農機具を所有しており、夫婦と娘の3名で農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、申請地周囲が水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培を行うため、特に影響がないと考えることです。

なお、両案件が許可となり、所有権持分が移転されると、案件7の申請地については譲受人の単有地になり、案件8の申請地については2名の共有地のままとなります。

続きまして案件9は、春野町西分、市街化調製区域、田、 186 m^2 を、譲渡人からの希望による経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地について、今回第2号議案の案件5で転用許可申請をしている土地を除いて全て耕作しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、必要な時に知人に借りて耕作しているため、所有していないとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に母も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

申請地はこれまでと同様に水稻を栽培するため、特に周囲への影響はないと考えることです。

なお、本件の譲受人の経営面積は、 $3,964\text{ m}^2$ で、3条許可の下限面積である $4,000\text{ m}^2$ を満たしておりませんが、本件が許可となりますと経営面積は $4,150\text{ m}^2$ となり、下限面積を満たすこととなります。

また、本件の譲受人は、本日の第2号議案である農地法第5条の規定による許可申請の案件5で譲渡人となっておりますが、その土地については既に転用済であったことから、あらかじめ経営面積には含まれておりませんので申し添えます。

続きまして、案件 10 と案件 11 は、譲受人が同一の関連案件となりますので、まとめて説明いたします。

案件 10 は、春野町内ノ谷、市街化調整区域、登記地目 田、現況 畑、 281 m^2 を、案件 11 は、春野町内ノ谷、市街化調整区域、登記地目 田、現況 畑、 544 m^2 を、それぞれ、譲受人の希望による経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクに塗った所が案件 10 の、緑に塗った所が案件 11 の申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在、所有している農地をすべて耕作しており、現地では 2 件ともに柿を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど 11 台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に、妻も農業に常時従事しているほか、臨時雇用者 5 名を雇用するため、効率的な利用ができるとのことです。

申請地は地域の防除基準に従って営農するため、特に周囲への影響はないと考えるとのことです。

なお、本件の譲受人は、南国市、須崎市、香南市、中土佐町、四万十町でも農地を所有しているため、現地を耕作、管理していることについて、事務局で各自治体の農業委員会に確認しております。

続きまして、議案書 6 ページの案件 12 は、春野町東諸木、市街化調整区域、登記地目 田、現況 畑、 $1,018\text{ m}^2$ 外 1 筆、合計 $2,032\text{ m}^2$ を、部分贈与により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、貸付地を除く全ての農地を耕作しており、今回の申請地では、ユリを栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど 3 台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に、両親も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

以上、案件 3 につきましては、本会で第 3 号議案の案件 25 の農用地利用集積計画が妥当なものと議決され、6 月 1 日に高知市により公告されますと、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しなくなるため許可要件の全てを満たすこととなります。この場合、本件の許可日については、6 月 1 日以降の日付となります。

案件 1 から 2、案件 4 から 12 につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当し

	ないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
議長	申請地については、担当区域の推進委員さんにご確認いただいております。 以上で第1号議案の説明を終わります。
加藤委員	第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。 案件がすべての事前審査会にかかっております。まず、第1事前審査会の加藤委員から報告をお願いいたします。
議長	案件1について、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
山崎委員	次に、第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
議長	案件2から案件4については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
竹内委員	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
議長	案件5から案件8について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
川澤委員	最後に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
議長	案件9から案件12については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
委員	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
議長	(意見・質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委員	案件1と案件2、案件4から案件12につきましては、許可することに、また、案件3につきましては、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件の案件25が妥当と認められ、計画が公告されれば、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声あり) 案件1と案件2、案件4から案件12につきましては、許可することに、案件3につきましては、第3号議案の案件25が妥当と認められ、計画が公告されれば、許可することに決定いたします。
尾崎主査	続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。
	今月は、全体で6件の申請が出されております。議案書は8ページをお開きください。

案件1は、針木西、登記地目 田、現況、畠、434m²を住宅に転用するため、使用貸借権を設定して転用するという申請内容となっております。現地案内図はNo.11をご覧下さい。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の区分につきましては、甲種、1種、3種、いずれの要件にも該当しない農地であり、農振法による農用地区域の指定も受けていない農地であるため、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容等について説明いたしますので、本日机上配布しております資料のうち、左肩に①と書いてある資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、申請地を選定した理由は、申請者が義理の父母を将来介護することになることを見越して、便利の良い場所を選んだということです。申請者は現在愛媛県に居住しており、半年後の帰郷を予定しているとのことです。

土地利用計画図によりますと、申請地は、建築面積 81.98 m²木造二階建て住宅のほか、3台分の駐車場、遊具スペース、洗濯物干場として利用する計画であるとのことです。

土地の造成は行わず、整地のみを行い、北側に隣接した市道から進入する計画であるとのことです。

次に、被害防除計画について説明いたします。

排水計画については、雨水は申請地内に自然浸透させ、生活排水については、敷地内に合併浄化槽を設置し、申請地東側の農地を経由して、更に東側にある水路に排水する計画となっております。なお、第一事前審査会の際に見ていただいた排水計画図と、本日机上配布している図面が若干異なっておりますので、変更された経緯について説明いたします。お手元の資料のうち、排水経路を書いてある平面図をご覧ください。

第一事前審査会の段階では、申請地から直線的に東側の農地を経由して更に東の水路に直線的に放流する計画となっていましたが、本日ご覧いただいている資料では、排水経路が北側に曲がって放流されるよう経路に変更されております。これは、直線的に排水しようとする場合に、水路の擁壁に新たに排水管を敷設する必要があるため、水路管理者の許可が必要となります。許可を得られる見込みが立たなくなつたため、水路の擁壁に既に設置されている排水管に接続して排水を放流するための措置となつております。この場合、新たに水路管理者に許可を得る必要はありません。なお、排水管を敷設する経路の土地所有者の同意書については添付しております。

申請地は、北側の市道に接する部分を除き、四方を農地に囲まれておりますが、申請地の東側、西側及び北側の土地の市道に接している部分を除いて、全て本件の申請

者である貸人の所有地であり、南側に隣接する土地所有者からは同意書が添付されておりますので、本件転用に際し、特に周辺の農地に被害を及ぼす恐れはないものと考えられます。

次に添付書類について説明いたします。

合併浄化槽で処理した生活排水を放流するため、申請地東側の農地に配水管を設置することとなるため、土地所有者である本件貸人の同意書が添付されております。また、更に東側にある水路への排水についても、高知市耕地課の排水同意書が添付されております。

地区の土木委員の意見は、不要であることを担当区域の推進委員に確認しております。

本件申請に係る他法令等の手続きの状況につきましては、都市計画法の開発許可を得る必要があるため、現在申請手続中であることを確認しております。

案件1につきましては、以上です。

続きまして案件2は、春野町弘岡中、畠、225 m²を、住宅に転用するため、使用貸借権を設定し、転用するという申請内容となっております。現地案内図はNo.12をご覧下さい。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の区分につきましては、甲種、1種、3種のいずれの要件にも当てはまらない農地であり、農振法による農用地区域の指定も受けていない農地であるため、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容等について説明いたしますので、本日机上配布しております資料のうち、左肩に②と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、譲受人は現在、申請地の西隣にある実家に居住しておりますが、子供が大きくなってきたことに伴い手狭となってきたため、申請地に元々建っていた農業用倉庫を解体し、その跡地を利用して住宅を建築することを計画したものであるとのことです。

土地利用計画図によりますと、申請地は、現状からかさ上げ等は行わず、建築面積125.45 m²の木造2階建の住宅1棟に転用する計画となっております。

申請地へは、北側の県道より既設の通路橋を利用して進入することです。

次に、被害防除計画について説明いたします。

排水については、生活排水は申請地内に合併浄化槽を設置し、申請地西側にある既設の私設側溝に排水する計画となっております。雨水については、申請地内の集水樹に落としたのち、同じく西側の私設側溝に排水する計画となっています。なお、本件申請地の南側に畠が隣接しておりますが、本件貸人の所有地であるため、被害を及ぼ

す恐れはないと考えられます。

次に、添付資料について説明いたします。

本件申請地から発生する排水の一次放流先である私設の側溝については、本件申請者である借人の母親である貸人の所有地であり、排水同意書が添付されております。また、排水の二次放流先になります、別の私設の側溝の所有者からも排水同意書が添付されております。その他、資金証明書等、必要な添付書類については添付されております。

本件申請に係る他法令等の手続きの状況につきましては、高知市都市計画課に、農家住宅として建築することについて事前に協議済であることを確認しております。

地区の土木委員の意見には、担当区域の推進委員より、不要であることを確認しております。

案件2につきましては、以上です。

続きまして案件3は、春野町弘岡下、畠、423m²外1筆、合計856m²を、レクリエーション施設に転用するため、所有権を移転するという申請内容となっております。現地案内図はNo.13をご覧下さい。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の区分につきましては、高知市春野庁舎からおおよそ500m以内にある農地であり、農振法による農用地区域の指定も受けていない農地であることから、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容等について説明いたしますので、本日机上配布しております資料のうち、左肩に③と書いてある資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、譲受人は申請地の北側及び東側に事業所を構えておりましたが、以前より職員やその家族が利用できる福利厚生施設を常設したいと考えていたとのことで、今回の申請に至ったとのことです。

現地は、9台分の駐車場及び自然ふれあいコーナーなどのレクリエーション施設に転用する計画であるとのことです。

土地利用計画図によりますと、申請地は、現状からかさ上げは行わず、草刈り取り、植栽をし、ベンチなどを置く計画であるとのことで、駐車場部分については碎石敷きとする計画であるとのことです。

次に、被害防除計画について説明いたします。申請地南側には畠が隣接しておりますが、本件転用計画では、申請地内に手洗い場やトイレ等、排水が発生する設備を設置しない計画であり、雨水については、申請地内に自然浸透させる計画となっております。

また、申請地へは、申請地南側の市道を通行して進入する計画であるとのことで、

南側に隣接する畠との間にはフェンスを設置することです。なお、当該南側の畠の所有者からは同意を得られているため、同意書が添付されております。

以上の被害防除計画から、申請地南側に隣接する農地に被害を与える恐れはないものと考えられます。

その他の添付書類としましては、資金証明書、法人の謄本、定款等、必要な添付書類は揃っていることを確認しております。

本件申請に係る他法令等の手続きの状況につきましては、地区の土木委員の意見は不要であることを、担当区域の推進委員に確認しております。都市計画法関係では、開発許可は不要であることを確認しております。

案件3につきましては、以上です。

続きまして、案件4と案件5は、譲渡人が異なりますが、譲受人が同一であり、同一の転用目的であるため、関連案件としてまとめて説明いたします。

案件4は、春野町西分、登記地目 田、現況、雑種地、460 m²を、案件5は、春野町西分、登記地目 田、現況、雑種地、186 m²を、いずれも、譲受人が経営する会社の露天駐車場に転用するため、所有権を移転するという内容の申請となっておりますが、申請地が既に転用されているため、事後に転用許可を求める申請があったものです。現地案内図はNo.14をご覧下さい。ピンクに塗った所が案件4の、緑色に塗った所が案件5の申請地です。

農地の区分につきましては、いずれの申請地も高知市春野庁舎からおよそ 500m以内にある農地であり、農振法による農用地区域の指定も受けていないことから、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容等について説明いたしますので、本日机上配布しております資料のうち、左肩に④、⑤と書いてある資料をご覧ください。なお、両案件は2件で一つの転用目的となるため、事業計画書と土地利用計画図はまとめた形になっております。

事業計画書によりますと、譲受人は現在、コンクリート製造を行う会社の役員をしており、本件申請地は、当該会社の西隣にあります。現地は以前より当該会社が露天駐車場として利用しておりましたが、この度、土地について調べた所、農地法の転用許可を受けていないことがわかつたため、改めて申請をするものであるとのことです。

なお、譲受人が当該会社を経営する法人名義ではなく、代表者の個人名義での申請となっておりますが、代表者個人が当該の土地を造成、区画割までしたのちに、その土地を法人が事業に使用する場合については、農地法上、特に問題がないものであることを、高知県農地・担い手対策課に確認済であり、今回の場合はこれに該当するも

のと考えております。

土地利用計画図によりますと、申請地は表面を碎石敷きとし、従業員用の露天駐車場 19 台分として使用されており、北側の会社敷地より、申請地との間にある用悪水路にある既設の通路橋を渡って進入しております。

次に、被害防除計画について説明いたします。本件申請地の西側には田がありますが、本件申請の譲渡人の自作地であり、本件申請地は露天駐車場として使用しているため、生活排水は発生せず、雨水については、現地が碎石敷きで自然浸透により排水されているため、申請地周辺の農地に被害を与える恐れはないものと考えられます。

添付書類としましては、現地が既に転用されている案件ですので、始末書が添付されております。

なお、案件 4 の申請地については、根抵当権がついておりますが、根抵当権者の同意は事前に得られていることを確認しております。

地区の土木委員の意見は不要であることを、担当区域の推進委員よりご連絡をいたしております。

また、申請地に進入するための、北側の用悪水路にかかる通路橋については、平成 17 年に吾南土地改良区に占有許可を得ていることを確認できる書類が添付されております。

その他、資金証明書等、必要な添付書類については添付されています。

本件申請に係る他法令等の手続きの状況につきましては、都市計画法関係では、開発許可は不要であることを確認しております。

案件 4 と案件 5 につきましては、以上です。

続きまして、議案書は 9 ページまたがります案件 6 は、春野町森山、登記地目 田、現況、畠、 274 m^2 外 3 筆、合計 692 m^2 を、本件申請地の北隣に居住し、犬の繁殖事業を営んでいる譲受人が、ドッグラン及び駐車場に転用するため、所有権を移転して転用するという内容の申請となっています。現地案内図は No.15 をご覧下さい。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の区分につきましては、10ha 以上の広がりがある農地に連坦した農地であり、農振法の農用地区域の指定も受けていないことから、第 1 種農地と判断しておりますが、集落に接続した農地を、その集落に居住する者が事業に供する内容の申請であるため、農地法施行規則第 33 条に規定される地域の農業の振興に資する施設であるものと考えられ、農地法施行令第 4 条第 1 項第二号イの規定に基づき、不許可の例外に該当すると判断しております。

それでは、事業計画の内容等について説明いたしますので、本日机上配布しており

	<p>ます資料のうち、左肩に⑥と書いてある資料をご覧ください。</p> <p>事業計画書によりますと、譲受人は現在、高知市上町で犬の繁殖事業を営んでおりますが、手狭で日当たりも悪く、犬の飼育に適さないことから、事業所の移転を計画したことです。</p> <p>土地利用計画図によりますと、本件申請地では、譲受人が繁殖のため飼育している犬約100頭のためのドッグラン、及び、家族、従業員、顧客用の駐車場10台分として使用するとのことで、現状より45cm程度の嵩上げを行い、表面は砂利敷きにする計画であるとのことです。また、ドッグラン部分には、周囲にフェンスを張る計画であるとのことです。</p> <p>また、ドッグランと駐車場部分は、間に法定外公共物である里道を挟んでおりますが、それへの进入については、この里道より进入する計画であるとのことです。</p> <p>次に、被害防除計画について説明いたします。本件申請地の西側には畠がありますので、畠にフェンスの影がかからないように、境界から2m30cm程度東にフェンスを引いて設置することで当該農地所有者の同意が得られたため、同意書が添付されております。排水については、生活排水は発生せず、雨水については、現地を碎石敷きとする計画であるため、自然浸透により排水するほか、全体に傾斜を付けて申請地北側に隣接する青線に排水する計画であるとのことです。従いまして、周辺農地に被害を与える恐れはないものと考えております。</p> <p>添付資料としましては、犬の繁殖事業を営むための免許の写し、土地改良区からの問題なしとの内容の意見書、申請地北側に隣接する青線の管理者からの排水同意書が添付しております。</p> <p>なお、地区の土木委員さんの意見につきましては、担当区域の推進委員より確認不要であるとのご連絡をいただいております。</p> <p>その他、資金証明等、必要な添付書類は添付されています。</p> <p>本件申請に係る他法令等の手続きの状況につきましては、都市計画法関係では、開発許可は不要であることを確認しております。</p> <p>以上で、第2号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第1事前審査会と第4事前審査会です。まず第1事前審査会の加藤委員から報告をお願いいたします。</p>
加藤委員	<p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>次に第4事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。</p>

川澤委員	案件2から案件6については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。なお、案件6については、担当区域の農地利用最適化推進委員から農地法の転用の基準の上からは問題ないと思うが、犬を100匹も飼うとなると騒音の問題が起こらないか、という意見もありました。周辺の住民からの同意を貰うなどの対応をとれないかという意見も出され、申請者に確認をとってもらうよう事務局にお願いしまして、事前審査会では結論を保留としましたので、あらためて、総会でのご審議をお願いしたいと思います。
議長	事前審査会の説明が終わりました。川澤委員より、案件6については、周辺の住宅への騒音被害について、心配する声があったということでしたが、このことについて事務局から何か補足はありますか。
竹内係長	事前審査会でのご意見を踏まえまして、申請者に問い合わせをさせていただきました。100匹の犬の飼育について騒音の問題はないかとお聞きした所、飼育する犬は繁殖用として飼っている犬で、手術をして鳴かないようにしております、問題はないとのことです。
議長	それでは、騒音につきましては、さきほど事務局からの説明のとおり、申請者からの回答があったということですので、案件を一括して審議したいと思いますが、よろしいですか。
加藤委員	ちなみにお聞きしたいが、近隣から迷惑だと言われた場合に、近隣の同意を得る必要がある、という法的な裏付けはありますか。
竹内係長	農地法の転用に関する法律にはそうしたことはないです。もし、騒音に係る係争になるとすれば、それは民事の係争ということになります。
加藤委員	周辺の騒音の問題については当事者同士の解決に委ねる、農業委員会としては、騒音の問題などは抜きにして判断してよろしいということですね。
竹内係長	そうです。周辺農地への影響の有無についてのことだけでご判断をいただければと思います。
加藤委員	犬が鳴かないように処置をすることについては、推進委員さんにお知らせしていますか。この意見を出された方にも周知をするということですか。
竹内係長	調査結果について推進委員にお知らせして、『お話を了解しました。後は総会でお諮りください』とのお返事をいただいております。また、地元の方にも推進委員を通じて周知していただくようにしています。
加藤委員	わかりました。
議長	他にご意見などはございませんか。
中山委員	案件2の資金計画についてですが、土地造成費が300円、建築費が3,400円、既存

	施設解体費が 100 円となっております。桁の間違いは置くとしても、合計が 50 万円ほど足りませんので、ご確認をお願いいたします。
尾崎主査	正しくは建築費が 3,450 万円となります。ご指摘の箇所については申請者の方に修正をお願いするようにいたします。
議長	間違いということですね。わかりました。それでは審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	案件 1 から案件 5 は、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに、また、案件 6 は、第 1 種農地のため、県ネットワーク機構に意見を諮問した後に、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	案件 1 から案件 5 は、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに、また、案件 6 は第 1 種農地のため、県ネットワーク機構に意見を諮問した後に、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたします。
	次に、第 3 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。
尾崎主査	今月は、全体で 34 件の申請が出されております。内訳は、所有権移転の案件が 2 件、利用権の新規設定が 14 件、更新設定が 17 件、新規転貸の案件が 1 件となっております。
	議案書 11 ページに所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。
	今月は、所有権を移転する人が 1 人、所有権の移転を受ける人が 2 人で、所有権移転を行う農地は田が 1 筆で 360 m ² 、畠が 1 筆で 115 m ² です。
	次に、議案書 12 ページに利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。
	表の上段左端の部分をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が 31 名で延べ 34 名、利用権の設定を受ける者が 25 名で延べ 34 名となっております。
	右隣の欄に利用権を設定する土地の内訳を掲載しております。今月は、田が 77 筆で 61,726.44 m ² 、畠が 9 筆で 11,282 m ² 、合計 86 筆で 73,008.44 m ² です。
	更に右隣に進んでいただきまして、利用権設定の内訳を掲載しております。今月は、更新設定が 44 筆で 35,772 m ² 、新規設定が 42 筆で 37,236.44 m ² です。期間別の設定状況及び地区別の内訳については、説明を省略いたします。

それでは、最初に所有権移転の案件から説明します。議案書は 22 ページをお開きください。

案件 28 と 29 は、譲渡人が同一の関連案件となりますので、まとめて説明いたします。

案件 28 は、春野町秋山、畠、 115 m^2 を売買により所有権を移転するものです。

また、案件 29 は、春野町秋山、田、 360 m^2 を売買により所有権を移転するものです。いずれも、平成 30 年 2 月 1 日に譲渡人より売りたいとの申出がありまして、平成 30 年 4 月 6 日に JA 高知春野の会議室で、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとまったものです。

続きまして、利用権の新規設定の案件と、転貸の案件について説明させていただきます。議案書は 13 ページをご覧ください。

案件 1 は、円行寺、登記地目 田、現況、畠、 $1,189\text{ m}^2$ を、平成 30 年 6 月 1 日から平成 33 年 5 月 31 日までの 3 年間貸すという、賃借権の更新設定です。

なお、現地は 2 名の共有地でうち 1 名が死亡しており、これについては持分が未相続となっておりますが、土地全体の権利の持分では権利関係者の 2 分の 1 を超える同意があることを事務局で確認しております。

賃借人の世帯は、以前より農地台帳に登録がありました、昨年夫が死亡したため、耕作計画書を再度提出していただいております。耕作計画書によりますと、今回申請している畠も含めて野菜を中心に栽培しており、今後も現在の経営規模を維持していくとの意向を聴いております。

なお、議案書の経営面積の欄が 0 m^2 となっておりますのは、今回の申請地が、昨年死亡した夫の名前で利用権の設定を受けていたため、台帳管理の都合で 0 m^2 となっておりますが、実際には今回の賃借人が以前より継続して耕作しておりますので、事实上、更新設定の案件です。

続きまして、議案書 13 ページから 14 ページにまたがります案件 4 は、五台山、田、 $2,299\text{ m}^2$ 外 3 筆、合計 $6,156\text{ m}^2$ を、平成 30 年 6 月 1 日から平成 35 年 5 月 31 日までの 5 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして、案件 5 と案件 6 は、賃借人が同一の関連案件となりますので、まとめてご説明いたします。

案件 5 は、五台山、田、 622 m^2 外 1 筆、合計 $1,157\text{ m}^2$ を、議案書は 15 ページにまたがります案件 6 は、五台山、田、 642 m^2 外 6 筆、合計 $5,087\text{ m}^2$ を、いずれも平成 30 年 6 月 1 日から平成 35 年 5 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

次の案件 7 については、内容を説明する前に、今回の申出に至った経緯について説

明いたしました。本件対象地は、外 2 筆を含めて平成 29 年 7 月に開催いたしました、第 726 回農地部会にて農用地利用集積計画についてご審議をいただき、平成 29 年 8 月 1 日付けで高知市が当該計画を公告しておりましたが、後日、当該計画の申出者のうち共有者 1 名が公告日の前に死亡していたことが判明いたしました。この場合、農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告は、当該死亡した共有者が関係する土地に限定して無効となるため、今回あらためて同じ農地に対して農用地利用集積計画の申出があつたものです。

平成 29 年当時の農用地利用集積計画の申出書によると、平成 29 年 5 月 15 日付けで計画の申出があり、その後 6 月 3 日に当該共有者 1 名が死去しておりましたが、6 月下旬に開催した事前審査会及び 7 月に開催した第 726 回農地部会で、共有者 1 名がすでに死亡しているという事実を把握できていないままで審議を行つてしまい、計画が妥当であると判断されたため、当委員会は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、当該計画が妥当であると決定したことを高知市に通知していたものであります。

事前審査会及び当時の農地部会で案件の内容をご審議をいただくため、各案件の内容を説明する事務局といたしまして、当事者が生存していることの確認が不十分であったことも原因の一つではありますので、今後同様の事例が起こらないよう、事務局としても注意してまいりたいと考えております。それでは、案件の内容の説明をいたします。

案件 7 は、五台山、田、 253 m^2 を、平成 30 年 6 月 1 日から平成 39 年 9 月 1 日までの 9 年 4 か月間貸すという、使用貸借権の新規設定です。

賃借人は、農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、賃借人は、以前から農地を借りて水稻を栽培しており、今回の申請地でも、水稻を栽培する予定であるとのことです。

なお、申請地は 2 名の共有地で、共有者のうち 1 名が死亡しており、持分が未相続となっておりますが、添付されている遺産分割協議書によりますと、本件貸人が相続することについて共同相続人の間で協議済みであることを事務局で確認しております。

続きまして、議案書は 16 ページの案件 9 の申請地は、以前に設定されていた利用権を合意解約してからの申し出となっており、関連案件といたしまして、農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約通知の件について先に説明いたします。議案書は 48 ページをご覧ください。

案件 1 は、屋頭、田、 534 m^2 外 4 筆、合計 $3,872\text{ m}^2$ に設定していた賃借権を、当事

者双方の合意により解約したことについて、平成 30 年 3 月 23 日に通知があつたものです。

なお、合意解約通知については、担当区域の推進委員の確認を経て、事務局長専決処理により受理しております。

それでは、第 2 号議案の説明に戻ります。議案書は、16 ページにお戻りください。

案件 9 は、屋頭、田、 534m^2 外 4 筆、合計 $3,872\text{m}^2$ を、平成 30 年 6 月 1 日から平成 35 年 5 月 31 日までの 5 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書 17 ページの案件 10 は、池、田、 852m^2 外 2 筆、合計 $2,887\text{m}^2$ を、平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 10 か月間貸すという、賃借権の新規設定です。なお、賃借人は南国市に居住しているため、南国市の農業経営状況証明書が添付されております。議案書に記載している経営面積については、南国市の経営面積を含めた数字になっています。

続きまして案件 11 は、仁井田、畑、 466m^2 を、平成 30 年 6 月 1 日から平成 40 年 5 月 31 日までの 10 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして、案件 12 と案件 13 は賃借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件 12 は、長浜、田、 922m^2 のうち、 872m^2 外 2 筆、合計 $1,545\text{m}^2$ を、議案書は 18 ページにまたがりまして、案件 13 は、長浜、田、 766m^2 外 3 筆、合計 $1,988\text{m}^2$ を、いずれも平成 30 年 6 月 1 日から平成 32 年 5 月 31 日までの 2 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

賃借人は、農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によると、賃借人は以前から、今回利用権設定する農地で水稻を栽培しており、今後も引き続き、水稻を栽培する予定であるとのことです。

続きまして、議案書 21 ページをご覧ください。

案件 23 は、春野町弘岡中、田、 $1,302\text{m}^2$ を、平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日までの 1 年間貸すという、使用貸借権の新規設定です。

なお、現地は未相続地であるため、相続権者の 2 分の 1 を超える同意があること、及び相続権者のうち 1 名に成年後見人が指名されているため、成年後見人が代理人として同意していることを事務局で確認しております。

また、借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によると、現地はもともと借人の亡くなられたお父さんの自作地で、以前から借人が現地で水稻を栽培していたとのことです。

続きまして、議案書は 22 ページの案件 25 は、第 1 号議案の説明の際に関連案件と

して説明いたしましたので、あらためての説明は省略します。

続きまして、議案書 23 ページから 24 ページにまたがります案件 32 は、春野町西畠、田、376 m²外 8 筆、合計 5,174 m²を、平成 30 年 6 月 1 日から平成 39 年 5 月 31 日までの 9 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

なお、本件の借受人は一般法人ですが、貸借に関しましては、農地所有適格法人以外の法人であっても、農地が適正に利用されていないと農業委員会が判断した場合においては農業委員会により貸借を解除される、という解除条件付の契約書を添付しての、いわゆる解除条件付貸借に限って、賃借権等の設定を受けることができるものとされています。

今回の申請では、この解除条件付の貸借により、農地の所有者である個人から、その方が代表である法人に農地を貸し付け、法人として営農を行うものであるとのことで、添付されている耕作計画書によりますと、今後法人として農業に参入して事業拡大を図りたいとのことで、現地では水稻、野菜を栽培する予定であるとのことです。

次に、案件 33 と 34 につきましては、利用権の設定を行う農地が同一の関連案件となっておりますので、まとめて説明いたします。

議案の説明の前に、両案件の経緯及び取扱いについて説明いたします。

両案件は、農地の所有者から個人が賃借権の設定を受け、当該個人から、当該個人が代表取締役兼株主である農地所有適格法人に賃借権を転貸するというものです。

本来であれば、土地所有者から直接農地所有適格法人が借り受けることもできるわけですが、申請者の申出により転貸をする方法を選択されたため、今回の申請に至った経緯がございます。

通常、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農地の貸し借りについては、法第 18 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画が定められることとされており、土地所有者が貸人、権利の設定を受けて耕作をする者が借人として申出を受け、農地総会にて農用地利用集積計画の妥当性についてご審議をいただいております。

通常、利用権の転貸はできないわけですが、農地所有適格法人がこれを行う場合は、集団的な土地利用調整の円滑化に資するものとして認められています。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号ただし書き及び同施行令第 5 条には、農地所有適格法人が、当該法人の組合員、社員又は株主から利用権の設定を受けて耕作する場合を条件とした例外規定があり、今回ご審議いただく両案件についてはこれらの条件を満たしているため、「利用権の転貸」が行えるものです。

この場合、利用集積計画としては 2 件の取扱いとなり、高知市が行う公告手続きに

	<p>については、2件同時に行うこととなります。</p> <p>それでは、議案の説明に戻ります。</p> <p>案件33及び案件34は、春野町西畠、登記地目 田、現況、畠、3,569m²を、平成30年6月1日から、平成45年5月31日までの15年間、案件33の借人が賃借権の設定を受け、その賃借権を同一期間で案件34の借人に貸すという、賃借権の新規設定及び転貸案件です。</p> <p>以上、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>当該案件について、本会で計画が妥当なものと決定されると、平成30年6月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で第3号議案の説明を終わります。</p>
議長	事前審査会の報告をお願いいたします。案件がすべての事前審査会にまたがっております。まず、第1事前審査会の加藤委員から報告をお願いいたします。
加藤委員	案件1から案件3については妥当なものと認めました。
議長	次に、第2事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎委員	案件4から案件8、案件10から案件13、案件9の第2事前審査会該当分については妥当なものと認めました。
議長	次に、第3事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件9の第3事前審査会該当分と案件14から案件20については妥当なものと認めました。
議長	最後に、第4事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件21から案件34については妥当なものと認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。
	農業委員会法第24条では、「農業委員は、自己又は同居の親族とその配偶者に関する事項については、議事に参与できない」ことが定められております。
	今回、案件9と16は、農業委員、及び、同居している親族の方が申請者になっておりますので、最初に案件9だけを、次に案件16だけを審議することとし、審議の間は該当する委員には退出していただくことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
委員	(異議なしの声あり)
議長	ご異議がないようですので、まず案件9から審議します。大野会長は審議が終わるまで退出をお願いします。
	(大野会長 退出)

議長	大野会長が退出をされました。審議に入ります。案件9について、ご意見やご質問がございましたらお願いいいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件9につきましては、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声あり)
議長	案件9につきましては、計画を妥当なものと決定いたします。事務局は大野会長を席に復させてください。
	(大野会長 復席)
議長	次に、案件16を審議します。中島委員は審議が終わるまで退出をお願いします。
	(中島委員 退出)
議長	中島委員が退出をされました。審議に入ります。案件16について、ご意見やご質問がございましたらお願いいいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件16につきましては、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声あり)
議長	案件16につきましては、計画を妥当なものと決定いたします。事務局は中島委員を席に復させてください。
	(中島委員 復席)
議長	それでは、案件1から案件8と、案件10から案件15、案件17から案件34を審議いたします。ご意見やご質問がございましたらお願いいいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件1から案件8と、案件10から案件15、案件17から案件34につきましては、妥当なものと決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声あり)
議長	案件1から案件8と、案件10から案件15、案件17から案件34につきましては、妥当なものと決定いたします。
	次に、第4号議案、非農地証明願の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
尾崎主査	今月は、全体で5件の申請が出されております。議案書は26ページをご覧ください。それぞれの申請人及び土地の所在等については議案書のとおりです。

	<p>地区の内訳は、朝倉が 1 件、旭が 1 件、鴨田が 1 件、27 ページに春野が 2 件となっております。全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の推進委員の確認を得て、事務局長専決処理により非農地証明書を交付しております。追認をお願いいたします。</p>
議 長	<p>第 4 号議案の説明が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。第 4 号議案につきましては、追認することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なしの声あり)
議 長	第 4 号議案につきましては、追認することに決定いたします。
尾崎主査	議案外の報告を一括してお願いします。
	それでは、議案外の案件についてまとめてご報告いたします。
	まず、①農地法第 3 条の 3 の規定による届出の件についてご報告いたします。議案書 28 ページをご覧ください。
	今月は 5 件の届出が出されており、地区の内訳は、議案書 29 ページに初月が 1 件、議案書 30 ページにまたがりまして鏡が 1 件、議案書 32 ページにまたがりまして、布師田と大津が混在するものが 1 件、議案書 39 ページにまたがりまして介良が 2 件です。
	全ての案件について担当区域の推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、②農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は 41 ページをご覧ください。
	今月は 4 件の届出が出されており、地区の内訳は、議案書 41 ページに旭が 1 件、潮江が 1 件、一宮が 1 件、介良が 1 件です。
	すべての案件について、担当区域の推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、③農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書 43 ページをご覧ください。
	今月は 10 件の届出が出されており、地区の内訳は、議案書 43 ページに朝倉が 1 件、旭が 1 件、秦が 1 件、議案書 44 ページに鴨田が 1 件、長浜が 1 件、議案書 46 ページにまたがりまして、一宮が 4 件、大津が 1 件となっております。
	全ての案件について、担当区域の推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、④農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件についてご報告

	<p>いたします。議案書は 48 ページをご覧ください。</p> <p>今月は、2 件の合意解約通知が出られており、地区の内訳は五台山が 1 件、春野が 1 件です。両案件とも、農地法施行規則第 68 条第 2 項の規定に基づき、当事者が連署した通知であることを事務局で確認し、担当区域の推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局専決処理により受理しております。</p> <p>続きまして、⑤農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件についてご報告いたします。議案書 50 ページをご覧ください。</p> <p>案件 1 は、平成 28 年 5 月 17 日付けで農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく農地転用届出を受理しておりましたが、その後当事者間で不動産取引が中止されていたため、当該届出の取消願いが出されたものです。</p> <p>以上で議案外報告を終わります。</p>
議長 委員 議長	<p>議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願ひいたします。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p> <p>事務局からの連絡がありましたら、お願ひします。</p>
事務局報告 岩崎次長	(平成 30 年度今後のスケジュール(案)について資料に基づき説明)
次回農地総会 議長	次回の農地部会は平成 30 年 6 月 5 日(火)を予定しております。
閉会 議長	以上で第 10 回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後 17 時 00 分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 30 年 10 月 24 日

議長

高橋政徳

議事録署名委員

竹内義昭

議事録署名委員

川澤一博

議事録作成者

野中秀憲